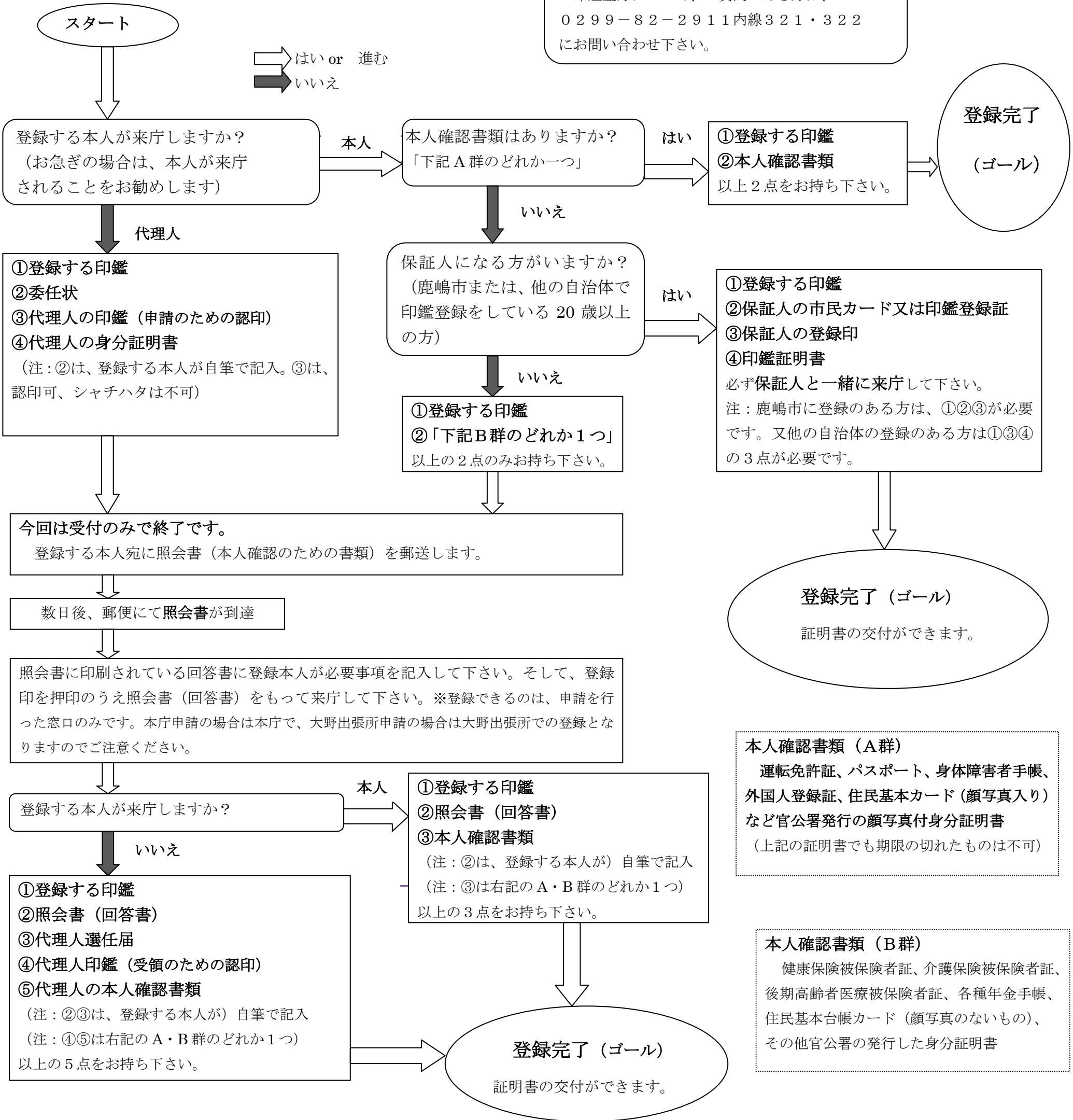


印鑑登録の手続きの流れ

鹿嶋市総合窓口課

印鑑登録について、ご質問のある方は、
0299-82-2911内線321・322
にお問い合わせ下さい。



本人確認書類 (A群)
運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、外国人登録証、住民基本カード (顔写真入り) など官公署発行の顔写真付身分証明書 (上記の証明書でも期限の切れたものは不可)

本人確認書類 (B群)
健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、各種年金手帳、住民基本台帳カード (顔写真のないもの)、その他官公署の発行した身分証明書

注意* 同一世帯で同じ印鑑 (同じ印影になるもの) は登録できません。

登録できる印鑑

- ・印影が鮮明のもの
- ・印鑑に使用されている材質が木・竹・動物の牙や金・銀・水晶など変形のしにくいもの
- ・住民基本台帳に登録されている氏名、氏もしくはは名、又は氏名の一部が組み合わせで彫られているもの
- ・外国人の場合は、外国人登録原簿票と同じ氏名、又は通称名の登録があればこれと同じ氏名で彫られているもの
- ・印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの又は一辺の長さが25mmの正方形に収まるもの (7mm以下及び26mm以上の印鑑は、登録できません。)